（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四十三条　第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十三条　第四十三条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

○金融庁告示第五十七号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） **第十条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1)　［略］ (2)　自己資本比率告示第七十六条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3)　(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［八～ト　略］ ［二～十二　略］ ［5・6　略］	（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） **第十条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ ［加える。］ (2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［八～ト　同上］ ［二～十二　同上］ ［5・6　同上］